

国有林材の安定供給システム販売申請説明書

国有林材の安定供給システム販売に係る申請にあたっては、下記事項を確認のうえ申請を行ってください。

1 申請の基本的事項

(1) 買受希望購入価格

買受希望購入価格は消費税を除いた金額とします。

(2) 販売予定価格

収穫調査済み箇所に係る販売予定数量は、標準地による調査結果で算出した数量となり、収穫調査未実施箇所に係る販売予定数量については、森林調査簿を基にした参考数量となります。

(3) 買受希望価格の明細に売買契約等にあたっての条件が付された物件は、当該条件を遵守することを踏まえ申請してください。なお、売買契約等にあたっての条件は国有林材の安定供給システム協定書第 13 条等に追加することもあります。

2 企画提案の内容等

(1) 企画提案の具体的な取り組みは、システム販売の目的を踏まえ、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載してください。取組内容を数量的指数で表すことができる場合は数値を含め記載してください。なお、記載内容について電話などにより問い合わせを行うことがあります。

(2) 共同または販売協定を結んで申請する場合の企画提案書については、代表者を定め、その代表者が企画提案をとりまとめるうえ作成してください（申請者ごとの企画提案書の作成は不要）。

(3) 協定者は、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、提出された企画提案書の内容を踏まえたものとなるように努めてください。

(4) 協定期間終了後に提出する「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」は、企画提案の取組内容に対しての実施状況を具体的に数量的指数で表すことができる場合は数値を含め記載してください。

(5) 東北森林管理局販売推進委員会において、前項(4)の「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」等から企画提案の内容を踏まえた取組が実施されていないと判断された場合は、次回のシステム販売の企画提案書で加算点からの減点が行われます。

3 事業計画の承認にあたっての条件及び留意事項

(1) 収穫調査済みの物件となる「4 は 1 林小班」及び「4 よ 林小班」の立木販売契約（3,901.60 m³）は、令和 8 年度を基本とします。

(2) 収穫調査済みの物件となる「4 い 林小班」、「4 ろ 林小班」及び「4 に 林小班」の立木販売契約（3,077.27 m³）は、令和 9 年度を基本とします。

4 販売価格の決定方法等

契約時の販売価格は、協定締結時又は価格協議により決定した買受希望単価以上かつ、森林管理署等で算出した予定価格以上の販売価格とします。

また、次年度以降の買受希望単価は、森林管理署長が収穫調査の結果を示した上で、協定の相手方から買受希望単価表を徴し、価格を協議して決定するものとします。

5 契約の成立及び締結期限

(1) 契約は協定締結後、物件を所在する森林管理署等と売買契約を締結します。

(2) 代金の納付期限は、契約締結日から起算して 20 日以内とします。

(3) 代金の延納

① 法令の定めるところにより認めます。

令和 8 年度における延納利率は 2.50% となり、次年度以降は別途お知らせすることとします。

また、延納利息代金の計算方法は以下のとおりとなります。

延納利息代金 = (契約金額 × 延納期間 × 延納利率) ÷ 365 日

なお、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

② 延納担保の提供期間は、契約締結日から起算して 20 日以内とします。

③ 延納期間は、1,000 m³未満は 6 ヶ月以内、1,000 m³以上は 10 ヶ月以内とします。

(4) 物件の引渡

① 物件の引渡期間は、国有林野の産物売払規程第 34 条第 1 項及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条第 1 項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から 15 日以内とします。

② 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第 35 条に基づき、販売予定物件を管轄する森林管理署等へ引渡領収書を提出してください。

(5) 契約締結後すみやかに別添「立木販売箇所の作業計画書」を提出してください。

(6) その他、不明な点は販売予定物件を管轄する森林管理署等へお問合せください。